

基　本　契　約　書

第1章 原　則

(適用範囲)

第1条 本基本契約（以下、単に「本契約」という。）は、thyssenkrupp rothe erde Japan 株式会社（以下甲と呼ぶ）の本社および各事業所の調達部門から納入業者（以下乙と呼ぶ）に対し発注されたすべての目的物（無体物、役務等を含み、以下「調達品」という。）の具体的取引の契約（以下「個別契約」という。）に適用される。

(本契約の目的)

第2条 甲および乙は、甲乙間の取引が相互の信頼にその基礎を置くものであることを認識し、信義に則り、誠実に契約を履行し、もって甲乙間に公正な取引関係を続けることを目的として本契約を締結する。

(本契約の変更または補充)

第3条 本契約は、必要に応じて書面による甲乙間の合意（但し、代表者の記名又は署名及び捺印のある書面による場合に限る）により変更または補充されることがある。

(本契約と個別契約との関係)

第4条 本契約の有効期間中に甲と乙との間に個別契約が締結されたときは、甲および乙は個別契約および本契約の条項に従う。
2 個別契約の内容と本契約の条項とが抵触するときは、個別契約の内容による。

第2章 個別契約

(個別契約)

第5条 甲は、原則として注文書を発行することにより個別契約の申込みを行う。
2 前項の申込みは、原則として甲の定める様式の注文書を用いて行う。個別契約は、乙が甲の申込みを承諾することにより成立する。但し、甲から注文がなされた日から10営業日以内に乙が受注拒否の旨を書面で甲に通知しなかったときは、甲は、乙に通知することにより、上記期間の最終日の翌日をもって乙が受注し個別契約が成立したものとみなすことができる。
3 甲は、乙が受注し個別契約が成立をした後であっても、甲の都合またはその他の事情により、乙に書面で通知することにより、受注および個別契約の、全部または一部の取消・解消をすることができる。
ただし、甲の責に帰すべき事由による場合には、甲は、乙と協議の上、受注取消および個別契約の解消の結果として同取消・解消前に生じた乙の費用（なお、原材料および加工費に限られ、乙が現実に負担したことを証明した金額を上限とする）を補償する。

第3章 調達品の納入

(納期)

第6条 納期とは、調達品を甲の指定する場所に納入すべき確定期日をいう。

(納期前の納入)

第7条 乙は、納期前に調達品を納入しようとするときは、予め甲の承諾を得なければならない。

(納期納入できないとき)

第8条 乙は、調達品を納期に納入できなことが予め判明したときは、乙の責めに帰すべき事由によると否とに拘らず、直ちに甲に通知し、甲の指図に従わなければならぬ。

2 前項の場合における甲乙間の通知、指図等は、書面ないし電子媒体に記録されたものを除き、納期変更とはならない。

(納品書等の添付)

第9条 乙は、調達品の納入の際、甲の定める納品書類等を添付して提出する。

2 乙は、調達品の納入の際に、甲の注文書または仕様書、その他個別契約に定めるところに従い、試験成績分析表、説明書、関係官庁の証明書、及び甲が別途指定するその他の文書も、併せて提出する。

(安全確保)

第10条 乙は、調達品の納入その他の個別契約の履行にあたり、法令、条令、これらに基づく関係官庁の通達、指導等（以下「法令等」という。）ならびに甲の指示を遵守し、かつ安全、防災および環境管理に留意しなければならない。

2 乙は、調達品の納入その他の個別契約の履行にあたり公害または事故が発生したときは、直ちにこの旨を甲に通知し、乙の費用と責任において、適切な緊急措置をとり、かつ公害または事故の再発防止に万全を尽くさなければならない。

3 乙は、前項の公害または乙の責めに帰すべき事故により、甲または第三者が被った損害を賠償する。

第4章 検査

(検査)

第11条 甲は、乙が甲の指定する場所に調達品を納入後、納入された調達品を検査する。検査方法および合否の基準その他検査に関する詳細事項は、別途甲が定めるところによる。

2 甲は、不合格の場合には、乙に通知する。

(中間検査)

第12条 甲は、必要と認めたときは、乙が調達品を納入する前に、乙の事務所もしくは工場またはその他の調達品の所在地において中間的な検査を実施し、乙に必要な指示をすることができる。但し、いかなる場合にも、中間的な検査は、前条の検査に代わるものではない。

(不合格の場合の処置)

第13条 検査の結果不合格となったときは、乙は、自らの費用と責任で、甲の選択に従つて、甲が指定する期間内に調達品の代品を納入し、不合格品の修理を行い、または個別契約で定めた役務の提供を行い、調達品の納入もしくは修理に代えて、またはこれと共に、代金減額または損害賠償を行なわなければならない。

- 2 検査の結果数量不足が判明したときは、乙は、甲が指定する期間内に、不足分の調達品を納入しなければならない。
- 3 不合格となった調達品のうち、甲が特別に認めたものについては、甲は、妥当な価額に減額の上これを引き取ること（以下「特別採用」という。）ができる。
- 4 甲は、乙に対し、調達品の選別、評価、修理等の特別採用に要した費用を請求することができる。

（不合格品および過納品）

第14条 乙は、特別採用されたものを除く不合格品、および過納品を直ちに引き取らなければならない。

- 2 乙が不合格品および過納品を引き取らないときは、甲は、乙に対し、乙の責任にて、これを返送しあつその費用を請求することができる。
- 3 甲は、乙に対し、不合格品の検査、選別等した費用を請求することができる。

（所有権移転）

第15条 調達品の所有権は、合格品について検査合格の時、不合格品については特別採用の時、乙から甲に移転する。

（再納入義務）

第16条 納入された調達品が検査合格または特別採用の前に滅失、毀損または変質したときは甲の責めに帰すべき場合を除き、乙は、その費用と責任で、改めて調達品を甲に納入しなければならない。

第5章 支 払

（支払）

第17条 乙は、当月締切日内に検査合格したものおよび特別採用により引き取ったものについて、請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲乙間で乙の請求書並びに甲からの支払額に異議申し立てが生じた場合には、それぞれ、乙からの請求書受領後又は甲からの支払後10日以内に書面による通知をし、その後双方協議の上解決に努力するものとする。

（相殺）

第18条 甲の乙に対する第20条に定める有償支給材の売買代金、第23条に定める有償治工具等の売買代金および立替金、その他本契約又は個別契約に基づく甲の乙に対する一切の金銭債権については、甲は、支払期日の前後に關係なく、いつでも、乙に対して有する甲の買掛金債務およびその他本契約又は個別契約に基づく乙に対する債務と対当額において相殺することができる。

ただし、第20条に定める有償支給材の売買代金については、乙について第42条第1項各号の一の事由が生じた場合でない限り、当該支給材を使用して完成した調達品の代金支払日前においては、上記相殺の対象から除かれるものとする。

- 2 前項の相殺後、甲および乙は原則として相互に領収書を交換する。ただし、甲が乙に対してその明細を通知することによって代えることができる。

第6章 保証

(検査合格後または特別採用後の保証)

- 第19条 個別契約に別段の定めのない限り、検査合格または特別採用の時から1年以内に瑕疵（隠れた瑕疵に限られない。本契約に別段の明示の定めがない限り、本契約において、同様。）が発見された場合、甲は、同発見の日から1ヶ月以内に乙に通知するものとする。この場合、乙は、甲の指示に従い、乙の費用と責任で、速やかに個別契約を定めたとおり、調達品（代品）を納入し返品受け容れ、または修理をする。
- 2 前項の場合、代品納入および返品受け容れもしくは修理に代えて、またはこれと共に、甲は、乙に対し代金減額または損害賠償の請求をすることができる。
- 3 第1項に定める期間経過後といえども、また、甲が瑕疵の発見の日から第1項に定める期間内に乙に通知または返品しなかった場合といえども、調達品に乙の責めに帰すべき事由による瑕疵が発見された場合には、乙は、前二項の責任（代品納入・返品の受け容れおよび修理、代金減額または損害賠償）を免れることはなく、甲および乙は、甲に生じた損害の賠償につき協議し、解決する。

第7章 支給材および治工具等

(支給材の支給方法)

- 第20条 甲は、調達品の品質、性能および規格を維持するために必要な場合、その他正当な理由がある場合、乙に対し、調達品の製作に必要な材料および部品等（以下「支給材」という。）を供給することができる。供給場所は、甲の指定する事業所とする。
- 2 有償支給・無償支給を問わず、乙は、支給材を、甲の事前の書面による承諾無く、転用もしくは第三者への譲渡、転貸、その他の処分を行ってはならない。

(支給材の検査および通知義務)

- 第21条 乙は、支給材の受け取り後遅滞なく検査し、瑕疵または数量過不足を発見したときは、直ちに甲にその旨通知しなければならない。
- 2 乙は、前項の検査時に発見できなかった疵瑕または数量過不足を後に発見したときは、直ちに甲に通知しなければならない。支給材の受取検査、瑕疵及び数量過不足については、乙は、甲からの指図に従うものとする。

(支給材の所有権)

- 第22条 支給材の所有権は、有償支給の場合は代金が完済された時、甲から乙に移転し、無償支給の場合は甲に帰属する。

(治工具の貸与または売渡し)

- 第23条 甲が乙に対し調達品の製作に必要な機械器具、治工具および型その他の物（以下

- 「治工具等」という。) を貸与する場合は、甲および乙は貸与期間、貸与料および支払い方法等につき別途締結する契約において定める。
- 2 甲が乙に対して治工具等を売り渡す場合は、売買代金完済時まで所有権は甲にあるものとし、売買代金額および支払い方法等については別途締結する契約において定める。
 - 3 乙は、事前に甲の書面による承諾があった場合を除き、治工具等を、転用もしくは第三者への譲渡、転貸又はその他の処分をしてはならない。

(支給材および治工具等の保管)

- 第24条 乙は、支給材および治工具等を善良な管理者の注意をもって保管し、次の各事項を遵守する。
- (1) 支給材および治工具等を、調達品の製作以外の用途に使用しない。
 - (2) 他との混同を避けるため、支給材および治工具等については、甲の調達品の製作用である旨(また、甲の所有に属するものについては、甲の所有である旨も)表示し、帳簿上も区分する。
 - 2 甲は、乙の工場、作業所および事務所において支給材および治工具等の保管状況を検査し、必要に応じてその改善を要求する事ができる。
 - 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、甲の所有に属する支給材および治工具等の返還(乙による代金支払済みのものについては、代金額から減価分を差し引いた金額を乙に返還することによる)を要求する事ができる。

(支給材および治工具等の滅失毀損等の場合)

- 第25条 乙の責めに帰すべき事由により甲の所有に属する支給材および治工具等が滅失または毀損したときは、甲は乙に対し、原状回復または代品の提供を要求し、かつ損害賠償を請求することができる。乙が第20条第2項、第23条第3項又は第24条第1項(1)号に違反した場合にも、同様とする。

第8章 図面等の提供情報、秘密情報および個人情報の取扱い

(図面等の提供情報の取扱い)

- 第26条 乙は、甲から貸与または提供された図面、設計図書、仕様書、データ、プログラム、サンプル、試作品、材料、半製品、型もしくは設備(文書、記録、媒体、電子情報の別を問わない。以下「図面等」という。)またはそれらに含まれあるいはそれらに関する情報(以下「提供情報」という。)を、甲の重要な財産として、善良な管理者の注意をもって管理し、次の各事項を遵守する。
- (1) 甲から貸与されたまたは提供された目的以外に使用しない。
 - (2) 開示先を特定した甲の書面による事前の承諾がない限り、第三者に対し閲覧させ、貸与し、開示し、漏洩し、または提供しない。
 - (3) 図面等の複製または改変は、貸与または提供の目的に必要な範囲内でのみ行うものとし、複製又は改変した図面等も、本条の規定により取り扱う。なお、乙は、図面等の複製または改変を行なう場合には、複製または改変の数ならびにこれらの保管場所を直ちに甲に通知し、改変された図面等を直ちに甲に提供する。
 - (4) 甲から要請があったときは、甲所有の図面等および提供情報であることを、甲の指示する方法態様で、直ちに表示する。複製および改変されたものについても、同様とする。
 - (5) 貸与または提供の目的が完了した時または甲からの要求があった場合には、甲から

の指示にしたがい、直ちに図面等を返還し、廃棄し、消去しなければならない。

- 2 乙は、図面等または提供情報に関して甲がした指図および説明について不明な点または疑義のある場合、直ちに甲にその旨を申し出て、すべて甲の指示に従う。

(秘密情報)

第 27 条 本契約における「秘密情報」とは、本契約および個別契約の締結前の交渉の段階ならびに本契約および個別契約の締結後の履行の段階において、甲または乙が、相手方に対して、秘密である旨を指定し開示した情報をいうものとし、文書、記録、媒体、電子情報の別を問わない。

- 2 前項の規定は、次の各号に定める情報には適用しない。
- (1) 相手方から開示された時点で既に保有している情報等。
 - (2) 独自に開発した情報等。
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報等。
 - (4) 公知の情報、または受領した者の故意もしくは過失なくして公知になった情報。
- 3 調達品、その他乙が甲に提供する成果物に含まれる甲もしくは甲の顧客（その上位顧客を含む。本契約において、同様。）の情報は、本条の秘密情報と同様に扱う。
- 4 甲および乙は、相手方から提供された情報が秘密情報であるか否かに疑義がある場合には、使用前又は第三者への開示もしくは漏洩前に、相手方と協議のうえ決定する。

(秘密情報の取扱い)

第 28 条 甲および乙は、各々、善良な管理者の注意をもって秘密情報の機密を保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、相手方から提供された目的の範囲外に利用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。ただし、甲が調達品または調達品が組み込まれた製品について営業等事業活動をする場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲および乙は、各々、日本国または外国における官公庁、裁判所その他の公的機関から法令等に基づく開示命令または開示要求があったときは、その命令または要求にしたがい、秘密情報を開示することができる。ただし、開示にあたっては、原則として事前に相手方に書面で、開示の理由及び開示の範囲を通知するものとし、事前の通知が困難な場合には、開示後直ちに相手方に通知しなければならない。
- 3 甲および乙は、各々、相手方から提供された目的に必要な範囲内でのみ、秘密情報を複製することができる。この場合、複製情報は、秘密情報と同様に取り扱わなければならない。なお、秘密情報の複製を行なう場合には、複製数及び複製の保管場所を直ちに相手方に通知する。
- 4 甲および乙は、各々、相手方の事前の承諾を得て秘密情報を改変することができる。この場合、改変した情報は、秘密情報と同様に取り扱わなければならない。なお、改変を行なう場合には、改変の内容を直ちに相手方に通知する。
- 5 甲および乙は、各々、開示の目的が完了した場合、または相手方から要求があった場合、その指示にしたがい、直ちに秘密情報を返還し、廃棄し、消去しなければならない。
- 6 甲および乙は、各々、必要に応じ自己の開示した秘密情報の使用条件、開示範囲、適用期間、保管、返還方法等の管理条件を双方協議のうえ、定めることができる。
- 7 甲および乙は、各々、在職中に相手方の秘密情報を知り得た役員または社員または従業員が退職する場合、相手方の秘密情報に係る退職後の秘密保持義務について、契約書または誓約書で明らかにしなければならない。第 26 条の図面等及び提供情報につ

いても、乙は、本項と同様の措置を講ずる。

- 8 秘密情報の開示当事者から要請があったときは、当該開示当事者の秘密情報である旨を、当該開示当事者の指示する方法・態様で、直ちに表示する。複製および改変されたものについても、同様とする。
- 9 甲および乙は、各々、相手方に開示した秘密情報の取扱いの遵守について、双方協議のうえ、相手方の管理状況を審査することができる。

(個人情報の保護)

第29条 乙は、本契約および個別契約の履行に際して知り得た甲または甲の顧客が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）を、法令、官庁の定めるガイドラインおよび甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって管理し、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約および個別契約の履行以外の目的に利用し、第三者に開示し、または漏洩してならない。

- 2 乙は、個人情報を、本契約および個別契約の履行のために契約する第三者（以下「再委託先」という。）に開示しようとする場合には、甲の書面による事前の承諾を得るものとし、乙の義務と同等の義務を再委託先に課さなければならない。また、乙は、甲が要求した場合には、再委託先における個人情報の取扱い状況について、速やかに書面で甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、提供された目的に必要な範囲内でのみ個人情報を複製し、甲の書面による事前の承諾を得た場合には個人情報を加工することができる。この場合には、乙は、複製または加工個人情報を本条に従い取り扱わなければならない。個人情報の複製又は加工については、第26条第1項（3）号及び（4）号のお書を、それぞれ準用する。
- 4 乙は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、誤消去、改ざん、不正アクセス等が生じないように、必要な措置を講じなければならない。
- 5 甲は、甲が必要と判断した場合には、乙および再委託先による前四項に定める義務の履行の状況につき審査することができる。
- 6 乙は、乙または再委託先が、個人情報に関して第三者から開示等の請求、苦情もしくは問合せを受けた場合、または本条に違反もしくはそのおそれがある場合には、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。
- 7 乙は、本契約または個別契約が終了した場合または甲が要求した場合には、甲の指示に従い、直ちに個人情報（改変も含む）を甲に返還し、消去し、廃棄する。
- 8 個人情報に接した乙の役員及び従業員が退職するときは、退職後の秘密保持義務について、契約書又は誓約で明らかにしなければならない。

第9章 知的財産権

(知的財産権の取扱い)

第30条 乙は、甲から開示されもしくは実施、利用または使用等（以下「実施等」という。）を許諾された知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権およびそれらの権利を受ける権利、商標権、著作権、回路配置利用権、ならびにノウハウ及び営業秘密をいう。以下同じ。）を、甲の重要な財産として、善良な管理者の注意をもって取扱い、次の各事項を遵守する。

- (1) 調達品に関連して甲から開示されまたは実施等を許諾された目的以外で実施等をしない。
- (2) 事前に甲の書面による承諾がない限り、第三者に開示し、漏洩または実施等を許

諾しない。

- (3) 知的財産権の出願、登録等を行わない。

(知的財産権の帰属)

第31条 甲が提供した図面等または提供情報に基づき製作された調達品またはこれらに基づく資材製造方法に関連して、あるいはその他図面等、提供情報または甲の秘密情報に基づいて、乙または乙の役員または従業員が発明、考案を行った場合、もしくは意匠、著作物（プログラムの著作物およびその二次的著作物を含む。）、回路配置利用権にかかる創作、ノウハウ、その他の技術的成果および営業秘密にかかるビジネスモデル等の創作（以下「発明等」という。）を行った場合には、乙は直ちにその内容、経緯等を書面で甲に通知し、知的財産権の帰属および発明等にかかる知的財産権の出願、登録等について、甲と協議する。

ただし、乙において、乙の役員または従業員による発明等の成立への寄与度が主要部となっていることを証明しない限り、発明等に関する知的財産権が共有関係であるとされる場合であっても、甲の共有持分は、乙の役員または従業員に対しても、また乙に対しても、3分の2を下廻ることはないものとする。

第10章 一般的事項

(品質の維持、改善)

- 第32条 乙は、調達品の価格、品質（含有物質の組成を含む。本契約書において、同じ。）、性能および製作方法等を改善するため、甲に対し、新技術の開発、改善提案および情報提供等を積極的に行う。
- 2 甲は、調達品の製作、品質、性能、納期の管理および設備改善等について、必要に応じて乙を指導、助言、または指示することができる。
 - 3 乙は、調達品の品質、性能、納入スケジュールに影響を与えるおそれがある生産施設・設備の構造、材料、部品もしくはその仕入先の変更等を行おうとする場合には、十分な時間的余裕をもって事前に、甲に通知しなければならない。

(法令等の遵守)

- 第33条 乙は、本契約及び個別契約の履行に際し、法令等を遵守し、公正かつ適正な履行をしなければならない。
- 2 甲が調達品又はその製造、納入等本契約又は個別契約の履行状況に関連して法令等を遵守するために必要な報告または資料の提供を求めたときは、乙は速やかにこれに応ずる。

(環境等への適合)

- 第34条 乙は、本契約及び個別契約の履行の過程および調達品について、環境への負荷を軽減するように努力しなければならない。
- 2 甲は、乙に対し、事業遂行または調達品もしくは調達品を組み込んだ甲の製品の品質維持・改良、安全、防災、公害防止及び環境管理に必要な報告および資料の提出を求めることができる。
 - 3 甲は、調達品に含まれる有害な化学物質の含有濃度について、日本国または外国における法令又はガイドラインに基づいて基準を定めることがある。対象とする調達品および物質の種類並びにその含有許容基準については、甲が書面により乙に通知する。

乙はこれに違反した調達品を納入してはならない。

- 4 前項において、甲は乙に対し、調達品における含有量または組成率について、資料の提供を求めることができる。

(再委託の禁止)

第35条 乙は、調達品の製作または役務の提供の全部または一部、もしくは本契約又は個別契約に基づく乙の義務の履行を、第三者に行わせてはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利の譲渡等)

第36条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、本契約または個別契約に基づく金銭債権その他の債権の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供しまたはその他の処分をすることはできない。

(第三者の知的財産権に関する紛争処理)

第37条 乙は、調達品について、商取引上一般的に要求される程度の注意をもって、調達品またはその使用もしくは販売が第三者の日本国または外国における知的財産権を侵害しないことについて必要な調査を実施するとともに、個別契約において別段の定めをした場合を除き、納入時おいて調達品またはその使用もしくは販売が、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項に規定する保証に違反し、調達品またはその使用もしくは販売が第三者の知的財産権を侵害し、またはそのおそれがある場合には、甲に対しその旨速やかに書面にて通知するとともに、乙の責任と負担において処理、解決する。
- 3 前項にかかわらず、第三者と甲または甲の関連会社、もしくは顧客等との間に、第1項に規定する保証に係る調達品またはその使用もしくは販売が、当該第三者の知的財産権を侵害しているとして差し止め請求、損害賠償、その他の紛争が生じた場合、甲は乙に対しその旨書面で、通知するとともに、乙は、第1項に規定する保証の違反と相当因果関係にある甲が被った損害および甲が負担した費用（弁護士費用を含む。）を負担する。

(申告義務)

第38条 乙は、甲との取引開始の際、甲に対し、甲が要求する事項を甲所定の様式により報告する。

- 2 乙は、次の場合は、事前に甲に書面で通知する。
- (1) 前項の報告内容に変更が生ずる場合。
- (2) 乙の会社分割、合併、増資、減資、解散、事業の全部または一部の譲渡または貸与その他資産もしくは事業の状態に著しい変動をきたす、またはきたすおそれのある場合。
- (3) 乙の主要株主又は取締役の変動
- 3 前二項に定める事項のほか、甲が要請した事項につき、乙は甲所定の様式による調査票等の提出に協力する。

(改良および保守)

第39条 乙は、調達品の納入後も甲から要請があった場合は、当該調達品の改良および保守について協力するものとし、条件については甲乙協議して定める。

(保守用部品の供給)

- 第40条 乙は、調達品にかかる保守用部品の供給について当該調達品の取引終了後においても協力する。ただし、個別の取扱いについては、甲乙協議のうえ決定する。
- 2 乙は、所有権の帰属の如何を問わず、保守用部品に係る治工具等生産設備の改造、減却、廃棄等供給義務に影響が生ずる事項について、十分な時間的余裕をもって事前に、甲に書面で申し出るものとし、個別の取扱いについては、甲乙協議のうえ決定する。

(個別契約の解除と変更)

- 第41条 甲は、乙に対する通知により、個別契約の全部または一部を解除または変更することができる。この場合、甲の責に帰すべき事由により乙が損害を被ったときは、乙の申し出により、甲乙協議のうえ、乙への補償額を定める。

(本契約および個別契約の解除)

- 第42条 乙につき次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲は、本契約及び個別契約の履行を自ら必要と認める期間に亘って停止し、あるいは、本契約及び個別契約の全部または一部を即時に解除することができる。
- (1) 本契約又は個別契約に違反した場合において甲から1週間の期間を指定して違反の解消を催告したにもかかわらず、同期間にその解消がなされなかつたとき。
- (2) 調達品を納期に納入する見込みがないとき。
- (3) 破産、民事再生、会社更生、特別調停または会社整理の申立があったとき、もしくは私的整理に入ったとき、あるいは解散決議がなされたとき。
- (4) 支払の停止（1回だけの手形または小切手の不渡りを含む。）があったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。
- (5) 差押、仮差押、仮処分、競売または担保権の実行の申立てがあったとき、または滞納処分を受けたとき。
- (6) 関係官庁から営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき、または営業の許可を返上しようとしたとき。
- (7) 甲又は調達品の信用を害する言動があつたとき。
- (8) 資産・収支等信用または財務状態が悪化し、本契約又は個別契約の履行に支障が生ずると甲が判断したとき。
- (9) 第38条2項各号に該当する事由により、乙が甲の競争事業者となり、あるいは本契約または個別契約の履行に支障が生ずると甲において判断したとき。
- 2 甲は、前項の各号の事由が一つでも生じたときは、乙に対し、担保の提供及び乙の代表者の個人保証の差入を求めることができ、乙は、甲から要請があった日から担保については2週間以内に、個人保証については1週間以内に、履行する。ただし、乙がこれを全部履行した場合であつても、甲による前項の権利の行使が妨げられるものではない。

(契約の解除又は終了後の措置)

- 第43条 乙は、本契約が解除され又はその他終了した後は、使用目的の如何を問わず、図面等、提供情報、甲の秘密情報、甲又は甲の顧客が保有する個人情報、甲の所有に属する支給材および治工具等を、甲の事前の書面による承諾がない限り、使用することはできない。
- 2 乙は、個別契約が解除されまたは終了した場合、甲に対し直ちに甲の所有に属する支給材および治工具等を返還する。

- 3 乙につき、前条第1項各号の事由の一つでも生じた場合、甲は乙に対する通知により、乙による意思表示等を要せず自動的に、甲の選択に従って、調達品び調達品として完成する前の仕掛品の全部または一部の所有権を取得することができる。この場合において、乙は、直ちにこれらを甲に引渡す。調達品として完成する前の仕掛品の代金額は、調達品の代金額と出来高等を勘案した正当な評価額とする。
- 4 乙につき、前条各号の事由の一つでも生じた場合、調達品の生産に必要なときは、甲は、乙に対する通知により、乙による意思表示等を要せず自動的に、甲の選択に従って、乙所有の支給材、原材料、機械器具、治工具等、型、図面、設計図書、仕様書、データ、プログラム、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等の所有権の全部または一部を取得したまは賃借することができる。この場合において、乙は直ちにこれを甲に引渡す。代金額または賃借料は、正当な評価額とする。

(暴力団等の排除)

第44条 乙が個人であると団体であること問わず、次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要しないで、本契約または個別契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合、または暴力団等であった場合。
 - (2) 乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、または暴力団等であった場合。
 - (3) 乙または乙の代表者、責任者もしくは実施的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行った場合、または暴力団等と密接な交際がある場合。
 - (4) 乙または乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般的に認識された者である場合、またはこの者とかかわり、つながりのある者である場合。
 - (5) 乙が本契約または個別契約の履行のために契約するものが前4号のいずれかに該当する場合。
 - (6) 乙が自らまたは第三者を利用して、甲に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または乙の関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
 - (7) 乙が自らまたは第三者を利用して、甲に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫言辞を用いた場合。
 - (8) 乙が自らまたは第三者を利用して、甲の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (9) 乙が自らまたは第三者を利用して、甲の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をした場合。
- 2 甲が前項の規定により本契約または個別契約の全部または一部を解除した場合には、乙に損害が生じても、甲はこれを一切賠償しない。

(競合品の取扱制限)

第45条 本契約の期間中、乙は、調達品と同一又は競合する製品を、自己または第三者のために、製造、販売、その他取扱をしない。

- 2 本契約の終了後または解除後2年間においては、乙が調達品と同一又は競合する製品を自己又は第三者のために製造または販売した場合には、第26条の図面等、提供情報もしくは第27条の甲の秘密情報を使用してこれらの製品を製造または販売していると推定されるものとする。

(旧契約)

- 第 46 条 本契約締結前に、甲乙間で締結された基本的な契約（以下「旧契約」という。）
が存する場合には、旧契約は本契約の締結と同時にその効力を失う。
2 前項において、条項の抵触について疑義がある場合には、甲乙協議して解決する。
3 前二項の規定にかかわらず、旧契約に基づき成立した個別契約にかかる債権債務について
は、旧契約が適用される。

(存続条項)

- 第 47 条 本契約が終了または解除された場合でも、終了前または解除前に締結された個別契約の効力および当該個別契約に適用される本契約の効力は存続する。
2 第 19 条（検査合格後または特別採用後の保証）、第 25 条（支給材および治工具の滅失毀損の場合）、第 26 条（図面等の提供情報の取扱い）、第 28 条（秘密情報の取扱い）、
第 29 条（個人情報の保護）、第 30 条（知的財産権の取扱い）、第 31 条（知的財産権の帰属）、第 37 条（第三者の知的財産権に関する紛争処理）、第 39 条（改良および保守）、
第 40 条（保守用部品の供給）、第 43 条（契約の解除又は終了後の措置）、第 44 条（暴力団の排除）、第 45 条（旧契約）、第 46 条（競合品の取扱制限）および第 49 条（管轄裁判所）
第 51 条（有効期間）第 3 項の規定は、本契約が終了し、または解除された後もその効力を存続する。

(顧客との接触)

- 第 48 条 乙は、甲の指示がある場合に限り、本契約または個別契約に関して甲の顧客と接觸することができる。

(管轄裁判所)

- 第 49 条 本契約および個別契約に関する一切の紛争については、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議解決)

- 第 50 条 個別契約に定めない事項および疑義のある事項は、商習慣等によるもののほか、
甲乙協議して解決する。

(有効期間)

- 第 51 条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から起算し満 1 年とする。
2 期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、本契約は同一条件で更に 1 年間継続するものとし、以後もこの例による。
3 乙は、前項に基づく申出により本契約が更新されなかった場合においても、甲に対し補償、損害賠償等の請求をしない。

本契約の成立を証するため、本証書 2 通を作成し、甲・乙各代表者記名・捺印の上、甲乙各 1 通を保有する。

年　　月　　日

甲

東京都港区赤坂 4 丁目 15 番 1 号
赤坂ガーデンシティ 17F

thyssenkrupp rothe erde Japan 株式会社
代表取締役 吉田 優功



乙